

## 健康局長表彰実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、健康局長表彰に関し、必要な事項を定め、職員のモチベーションの向上、職場風土の活性化を図ることを目的とする。

### (表彰の対象者)

第2条 表彰の対象者は、健康局職員に限る。

### (表彰事由)

第3条 表彰は、市政または局内業務において、有益な改善活動や貢献を行った者（ただし、他で表彰されたものを除く）に対して行う。

### (表彰を行う者)

第4条 表彰は、局長が行う。

### (表彰の方法)

第5条 表彰は表彰状を授与して行う。

2 表彰には、副賞として賞金又は賞品を添えることがある。

### (選考方法)

第6条 表彰者の選考については、毎年一定の期日を設けて行う。

2 各部長は表彰に値すると認められるものがある場合は、期日内に表彰内申書により内申を行うものとする。

3 選考にあたっては、表彰の公平性を図るために健康局長表彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

### (委員)

第7条 選考委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

(1) 委員長 局長

(2) 副委員長 首席医務監・理事

(3) 委員 総務部長

2 委員長は必要に応じて、委員会に委員以外の関係者の出席を求め意見を聞くことができる。

### (庶務)

第8条 健康局長表彰にかかる庶務は、総務部総務課において処理する。

## 附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。